【規程番号　神女大Ⅳ－007】

神戸女子大学特別研究員（ポストドクター：PD）規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学（以下「本学」という。）における特別研究員（ポストドクター、以下「PD」という。）について必要な事項を定める。

（目　的）

第２条　本学において、高度な研究能力を有する若手研究員を採用し、特定の共同研究に従事させ、大学の研究活動の活性化と研究の進展を図るとともに、人材の育成に資することを目的とする。

（資　格）

第３条　PD は、次の各号に掲げる資格を有する者とする。

(1) 本学大学院において博士の学位を取得した者

（ただし、人文社会科学分野にあっては、本学大学院博士後期課程に標準修業年限以上在学し、任用時には大学院に在学しない者で、博士の学位を取得した者に準ずる能力を有すると認められる者を含む。）

(2) 前号にいう博士の学位を取得した者に準ずる能力を有すると認められる者とは、審査機構のある学術雑誌に掲載された 3 編以上の論文を有する者とする。

２　前項に掲げる者のうち、日本学術振興会特別研究員の身分を有する者は除く。

３　本学の PD を志願する者は、志願毎に日本学術振興会特別研究員へ申請する者とする。

（職　務）

第４条　PD は、次に掲げる職務に従事するものとする。

(1) 大学が認めた研究プロジェクトの研究業務

（行吉学園教育・研究助成費に申請し、承認された研究業績を含む）

(2) その他学術研究推進委員会が必要と認めた研究業務

（提出書類）

第５条　PD を志願する者は、次の各号に掲げる書類を総務企画部長を通じて学長に提出するものとする。

(1) 特別研究員志願調書（様式 1 を使用のこと）

(2) 研究業績書（様式 2 に準ずる形式で記載すること）

(3) 研究指導教員または推薦者の推薦書（様式 3 を使用のこと）

(4) 日本学術振興会研究員への申請書一式の写

（申請時期より前の場合は、申請後速やかに提出するものとする）

(5) 履歴書

（候補者の選考）

第６条　人事委員会は、PD 候補者から提出された書類に基づいて選考を行う。

（採　用）

第７条　PD の採用は、学長の申請に基づき理事長が任命する。

２　採用者は健康診断書を提出するものとする。

ただし、年度初めの健康診断を受診している場合は不要とする。

（任　期）

第８条　PD の任期は、当該会計年度を超えない範囲内とする。

２　任期を更新するときは、前３条の手続を行うこととし、その任期は通算して３年間とする。

３　学長が特に必要と認めた時、再度任期を更新することができる。ただし、１年を超えることはできない。

４　PD の私傷病その他の事由による欠勤が１ヶ月を超える場合には、雇用契約を解除することができる。

（勤務時間）

第９条　PD の勤務時間は、原則として次のとおりとする。ただし、研究プロジェクト・リーダー等の指示があり、本人が承諾した場合は、勤務時間を変更することができる。

月曜日から金曜日　　9：00～17：30

（うち休憩時間は１日につき 50 分）

（給　与）

第 10 条　PD の給与については、別表第１に定めるところによる。

（1）通勤手当は、本学の関係規程を準用して支給する。

（2）その他の給与、賞与及び退職金は支給しない。

（身　分）

第 11 条　PD は契約職員とし、学校法人行吉学園契約職員就業規則を遵守しなければならない。

（細　則）

第 12 条　この規程に定めるもののほか、研究員に関して必要な事項は別に定める。

（改　廃）

第 13 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。この場合、学長は変更内容を理事会に報告する。

附　則

この規程は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

別表１　研究員の給与

	月　給
PD	300,000 円